
監 査 委 員

15年監査公表第2号

平成13年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、京都府知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年4月8日

京都府監査委員 田 中 英 世
 同 大 野 征 次
 同 廣 瀬 伸 彦
 同 道 林 邦 彦

平成13年度包括外部監査に基づき講じた措置状況

第1 「京都府営向日町競輪事業」の現状と課題

1 収入面について

- (1) 入場者及び一人当たり車券売上の減少
 (監査の結果)

車券売上高の源泉となる競輪場入場者数は平成3年度、一人当たりの車券購入額は平成2年度をピークに減少し続けている。

(措置の内容)

売上増加策として、全国の施行者に対し場外発売依頼活動を行うとともに、併用発売を開始する

ほか、受託発売の日数を増やした。

また、ケータイ国際フォーラム会場でのPRブースの設置等の電話投票制度のPRや記念競輪等の開催に合わせた主要ターミナルでの街頭キャンペーンの実施、通信衛星放送の拡充など、競輪ファン層の拡大を図る取組を強化した。

2 支出面について

(1) 過重な臨時従事員の人件費負担

(監査の結果)

臨時従事員の人数は減少しているが、年功序列賃金体系を基礎とする中で、勤続年数の長い臨時従事員が相対的に多いため、賃金総額の減少は緩慢であり、離職奨励金を含めた人件費総額は必ずしも減少していない。

また、人件費負担割合も昭和45年度と比較して、機械化の進んだ平成12年度の方が高い。

(措置の内容)

従事員の離職後を不補充とし、発券・払戻業務の機械化や従事員の効率的再配置を進めることにより、従事員数の更なる削減を図った。

また、平成14年4月から給与規程を改正し、日額賃金の引下げや一時金の削減を行った。

さらに、車券販売機器の点検等のため、毎月一度従事員が半日勤務していたが、平成14年11月から廃止し、勤務日数の削減を行った。

(2) 委託費の硬直化

(監査の結果)

外部委託費用に対して効果があるかどうかの検討が甘く、入札制度を利用しているにも拘わらず、費用が硬直化している。

(措置の内容)

発売機器保守、場内映像、警備等の委託業務の内容を見直し、委託料の削減を図った。

3 設備投資面について

(1) 更なる業務の効率化の検討

(監査の結果)

早期離職勧告等は実施されておらず業務の効率化の検討が必要である。また、業務の完全機械化により臨時従事員を最低限にする必要がある。

(措置の内容)

新たに自動発売払戻機を導入し、従事者の離職後を不補充とした。

(2) 設備投資計画の検討の不備

(監査の結果)

選手管理センターの施設費用について、投資費用に対する効果の検討が必ずしも十分でない。

(措置の内容)

設備投資の実施について、その必要性とともに、費用対効果の観点からの検討を一層厳密に行うこととした。

4 サービス面について

(1) 送迎サービスの不備

(監査の結果)

送迎バスについて、往路はあるが復路の運行が実施されていない。

(措置の内容)

平成15年度からの復路の送迎サービス実施に向け、関係機関との協議を行っている。

(2) 魅力ある企画の不足

(監査の結果)

ファンの立場に立った魅力ある企画がない。

(措置の内容)

近畿の各競輪場との共同企画により、競輪プロレスカーニバルを実施し、親子連れ等新規来場者の増加を図った。

5 制度面について

(1) 特別競輪の誘致不足

(監査の結果)

特別競輪は昭和62年以来実施されておらず、誘致の遅れが収支の悪化を招く大きな要因となっている。

(措置の内容)

平成15年6月開催の特別競輪「ふるさとダービー」を招致した。

(2) 日本自転車振興会等への交付金の負担率増加

(監査の結果)

日本自転車振興会への交付金の負担率及び車券売上高に占める近畿自転車競技会及び公営企業金融公庫納付金の負担割合が増加している。

(措置の内容)

平成14年度から日本自転車振興会の1号及び2号交付金の軽減が図られたが、更なる負担軽減に向け、全国競輪施行者協議会を通じて経済産業省や当該団体に対して一層の改善要望を行っている。

(3) 選手賞金の負担増加

(監査の結果)

車券売上高に占める選手賞金は増加の一途をたどっており、競輪事業存続のために検討すべき重要な問題である。

(措置の内容)

制度上、府単独で解決できる問題ではないので、様々な機会を捉え全国競輪施行者協議会を通じて日本競輪選手会等に改善要望を行っている。

第2 「京都府商工部所管の中小企業制度融資」の現状と課題

1 制度融資の貸出し実績

(1) 中小企業者の資金需要の低下

(監査の結果)

デフレ等による売上高の減少が、中小企業者の設備投資意欲を阻害し、結果的に資金需要の低下をもたらしている。

(措置の内容)

制度融資の既往借入金の借換が可能な制度として平成13年1月に創設した「経営改善借換融資」をはじめとする緊急金融対策が活用されたことに

より、平成13年度の制度融資実績は、平成12年度実績を金額で25%、件数で15%上回った。

(2) 市中金利の低下

(監査の結果)

長期プライムレートが融資利率を下回る場合があり、融資制度のセールスポイントである低金利という有利性を失っている。

(措置の内容)

国の不良債権の早期処理等に伴い、府内企業の経営環境の悪化が懸念されるため、民間金融機関の既往借入金を一般の保証枠とは別枠で長期・固定・低利で借換ができ、新規資金の借入が可能な制度を平成15年1月に創設し、制度融資の促進を図った。

(3) 保証協会の保証限度との関係

(監査の結果)

金融機関や京都市中小企業融資制度で保証付の融資を受けた場合、一企業当たりの保証限度との関係で、府の制度融資が利用できない場合がある。

(措置の内容)

民間金融機関のみでは促進が困難な、民間金融機関からの既往借入金の一般保証枠等から別の保証枠への借換を制度融資で促進することにより、保証限度額の制約の解消を図った。

(4) 制度内容のわかりにくさ

(監査の結果)

制度融資の種類は、多種多様なメニューが準備されているが、そのことが、逆に申込に際して、どの制度融資に該当するのか判断を迷わせている。

また、制度融資の名称は制度の施策内容のまま付けられており、なじみにくい。

(措置の内容)

平成15年度においては、設備投資・創業の促進を図るため、制度の統合・簡素化を図るとともに、業種要件等を撤廃し、金利の引下げ等を実施するなど、設備投資・創業意欲を喚起し、利用しやすい制度へ全面改組することとしている。

また、名称についても、わかりやすく、なじみやすい名称を心がけ、短く呼びやすい名称とする。

(5) 担保価値の低下、保証人徴求の困難性

(監査の結果)

不動産価格の下落により担保価値は低下し、保証人を得ることが困難となっている。

(措置の内容)

平成15年度から、小規模企業者の設備導入等に対して、保証協会の保証を支援し、融資を受けやすくする措置を実施することとしている。

2 府と金融機関、保証協会による重複した審査体制
(監査の結果)

府が調査を行った場合でも、金融機関、保証協会は同様の調査等を実施しているため、融資に係る迅速性、効率性を阻害している面がある。

また、制度融資に関する相談、融資斡旋、融資実行までかなりの日数を要している。

(措置の内容)

平成15年度に改編・創設することとしている設備投資・創業に係る融資制度は、「あんしん借換制度」等と同様に、金融機関等が実施する調査を活用することにより、利便性・迅速性の向上を図ることとしている。

3 ペイオフの全面解禁に係る対応

(監査の結果)

預託金についても元本1,000万円とその利息を超える部分には保護措置はなくなり、自己責任による対応が必要となる。

(措置の内容)

ペイオフの解禁が平成17年4月まで延長されたため、それまでの間は引き続き「流動性預金」を活用することとし、ペイオフ解禁後は、「決済用預金」として全額保護される預金が設定されることとなっているため、それらの預金を活用することを検討している。

4 他の公的融資制度

(監査の結果)

市町村・政府系金融機関にも中小企業者向けの融資制度があり、京都市の制度は内容的に府とほとんど変わらず、府と同様に行政が受付・斡旋している。また、商工会・商工会議所では無担保・無保証人・低利の、国民生活金融公庫の小企業者向け融資の推薦を行っている。

(措置の内容)

平成14年度に創設した「あんしん借換融資」は、京都市との協調で創設したもので、同一の制度であるため、名称も統一し、受付も府・京都市の各取扱金融機関の各支店で行うこととした。

5 審査担当人材の育成

(監査の結果)

審査担当の人材の育成について、人事異動のため専門家としての審査担当の人材育成には限界がある。

また、融資対象となった設備等の未設置や低額設置を防止するための措置については、施設設置完了届出書の提出が無いものが散見されるなど、現地確認等の事後指導が徹底されていない。

(措置の内容)

平成15年度に改編・創設することとしている設備投資・創業に係る融資制度は、「あんしん借換制度」等と同様に、審査や指導面を考慮して金融機関や商工会・商工会議所の経営指導員のノウハウを活用することとしている。

第3 「京都府における試験研究機関」のうち、京都府畜産研究所の現状と課題及び京都府嵯峨高原総合牧場の現状と課題

1 京都府畜産研究所

(1) 畜産農家数・頭羽数の推移

(監査の結果)

畜産研究所発足当時からみても、畜産農家は規模拡大しながら、戸数は減少傾向にある。

(措置の内容)

平成15年度に畜産関係試験研究機関の組織統合と体制整備を行い、簡素で効果・効率的な執行体制の確立を図り、畜産情勢の変化に伴う畜産農家や消費者の新たなニーズに的確に対応するため、畜産環境対策や畜産物の安心・安全対策などの研究課題に重点化して取り組むこととしている。

(2) 試験研究課題の決定プロセス

(監査の結果)

試験研究課題を決定するまでの一連のプロセスに、部課長や関係機関の長等がかかわっている。

(措置の内容)

平成15年3月に「京都府農林水産関係試験研究推進システム運営要綱」を策定し、生産者や消費者のニーズに直結した研究課題への重点化、外部評価制度の導入と費用対効果の検討、効果・効率的な課題設定と執行体制の整備等に取り組むこととしている。

(3) 研究成果の目的別分類

(監査の結果)

畜産研究所発足以来の研究テーマは「普及(普及に移しうる成果)」が圧倒的であり、「指導(技術指導の参考となる成果)」と合わせると84%にも上る。

(措置の内容)

平成15年3月に試験研究の中期・長期計画を示した「京都府畜産の試験研究推進方向」を策定し、生産者や消費者のニーズに対応した実践的な技術実証・開発等を一層図ることとしている。

(4) スーパーカウの導入効果

(監査の結果)

系統雌子牛の生存率にばらつきがあり、乳量は世代を経るにつれ減少している。また、ドナー牛の高齢化に伴い採胎成績は低下傾向にある。

(措置の内容)

乳用牛改良を一層効果的に進めるため、平成8年度からスーパーカウ子孫の能力検定を行い、平成14年度には優秀な牛11頭を選抜の上、受精卵供給を行った。

(5) 府におけるブランド畜産物の現状

(監査の結果)

市場価格平均より高く取引されているが、作出は「京都ほーく」は増加傾向にあるものの「京都肉」「京地どり」は減少傾向にある。

(措置の内容)

平成14年9月に畜産関係機関の横断的プロジェクトチームである「畜産物ブランド対策チーム」を設置し、京都ブランドの畜産物の高付加価値化や増産を図るための取組を強化した。

2 京都府淀高原総合牧場

(1) 改良増殖業務・試験研究活動等の分析

(監査の結果)

試験研究等の活動が縮小してきている傾向にある。また、試験研究会議や研修会、来場相談指導等いずれも減少している。

(措置の内容)

平成14年5月に設置した「畜産関係試験研究機関等検討プロジェクトチーム」で検討を行い、畜産農家や消費者のニーズに対応した研究課題の重点化を図るとともに、効果・効率的な執行体制を整備するため、平成15年度に畜産関係試験研究機関の組織統合と体制整備を行うこととしている。

(2) 京都ブランド「京都肉」の評価及び全国における京都肉のシェア

(監査の結果)

府内牛肉生産量はほぼ減少の一途であり、全国シェアはほぼ横ばいで活発な活動とはいえない状況にある。また、価格は下がる傾向にあり、生産額は減少している状況である。

(措置の内容)

「畜産物ブランド対策チーム」において、京都肉等の評価の向上やシェアの拡大を図るための取組を強化した。

(3) 淀牧場筒川試験地の非効率性

(監査の結果)

牧場と離れており時間的に不効率な上、雪深く、こう配も大きく危険を伴う。また、建物は相当程度老朽化している。

(措置の内容)

効果・効率的な執行体制を整備するため、畜産関係試験研究機関の組織統合と体制整備を行う中で、平成14年度末で廃止することとした。

(4) 予算及び決算の硬直化

(監査の結果)

支出に占める淀牧場費の割合及び人件費の割合共に逡増しており、予算及び決算の硬直化が著しく進んでいる。

(措置の内容)

畜産情勢の変化に対応するため、平成15年度に畜産関係試験研究機関の組織統合と体制整備を行う中で、畜産研究所と統合することとしている。

(5) 畜産農家の減少及び後継者難

(監査の結果)

畜産農家戸数・頭羽数等は、減少の一途をたどっている。また、後継者がいる畜産農家の割合は全国平均よりやや少なく、兼業が多い。

(措置の内容)

平成14年9月に畜産関係機関の横断的プロジェクトチームである「畜産担い手育成プロジェクトチーム」を設置し、後継者の育成を図るための取組を強化した。

(6) 業務目的と実態との乖離

(監査の結果)

業務目的は設立当初から見直されておらず、実態に即していない。また、畜産研究所と類似あるいは一致している部分が見られる。

(措置の内容)

平成15年度に畜産関係試験研究機関の組織統合と体制整備を行う中で、畜産研究所と統合することとし、併せて組織規程に定める業務目的の見直しを行うこととしている。

(7) 牧草生産量の減少

(監査の結果)

牧草生産量はピーク時の5～6割程度に留まっており、自足率は横ばいもしくは低落傾向にある。

(措置の内容)

牧草の自給率を高めるため、平成11年3月に策定した事業計画に基づき、計画的な草地整備を行っている。

(8) 礎牧場の牛の供給機関としての役割

(監査の結果)

生産子牛の出荷は府内農家に貢献しているが、子取り用雌牛の供給が少ない。

(措置の内容)

平成15年度に畜産関係試験研究機関の組織統合と体制整備を行う中で、農家ニーズに応えることができるよう、牛の供給など公共育成牧場機能を強化することとしている。